

吹田市子供の移動経路 交通安全プログラム

～子供の移動経路の安全確保に関する取組の方針～

令和7年3月（改正第7回）

吹田市子供の移動経路安全推進会議

(目的)

1. 吹田市子供の移動経路交通安全プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に市内の各小学校の通学路において、教育委員会、警察および道路管理者などの関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を実施してきました。

通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成27年1月「吹田市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

令和元年に未就学児が犠牲となる事故が発生したことから令和元年9月に市内の未就学児の子供の移動経路において緊急合同点検を実施しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図って参りました。今後は「通学路交通安全プログラム」に未就学児が日常的に集団で移動する経路を含めた「吹田市子供の移動経路交通安全プログラム」に改訂し、関係機関が子供の移動経路の安全確保を図っていきます。

(組織)

2. 子供の移動経路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「吹田市子供の移動経路安全推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

(1) 会議メンバー

学校関係者

吹田市教育委員会
吹田市立小学校校長会代表
小学校PTA協議会代表

未就学児関係者

吹田市児童部保育幼稚園室
吹田市児童部こども発達支援センター
吹田市福祉部福祉指導監査室

道路管理者

大阪府茨木土木事務所
吹田市土木部道路室

交通管理者

吹田警察署交通課

事務局

吹田市土木部総務交通室

吹田市学校教育部学校教育室

※通学路については吹田市学校教育部学校教育室が窓口となる。

※未就学児が日常的に集団で移動する経路については吹田市各担当室課（保育幼稚園室、こども発達支援センター、福祉指導監査室）が窓口となる。

(2) 会長は必要に応じ推進会議を招集する。

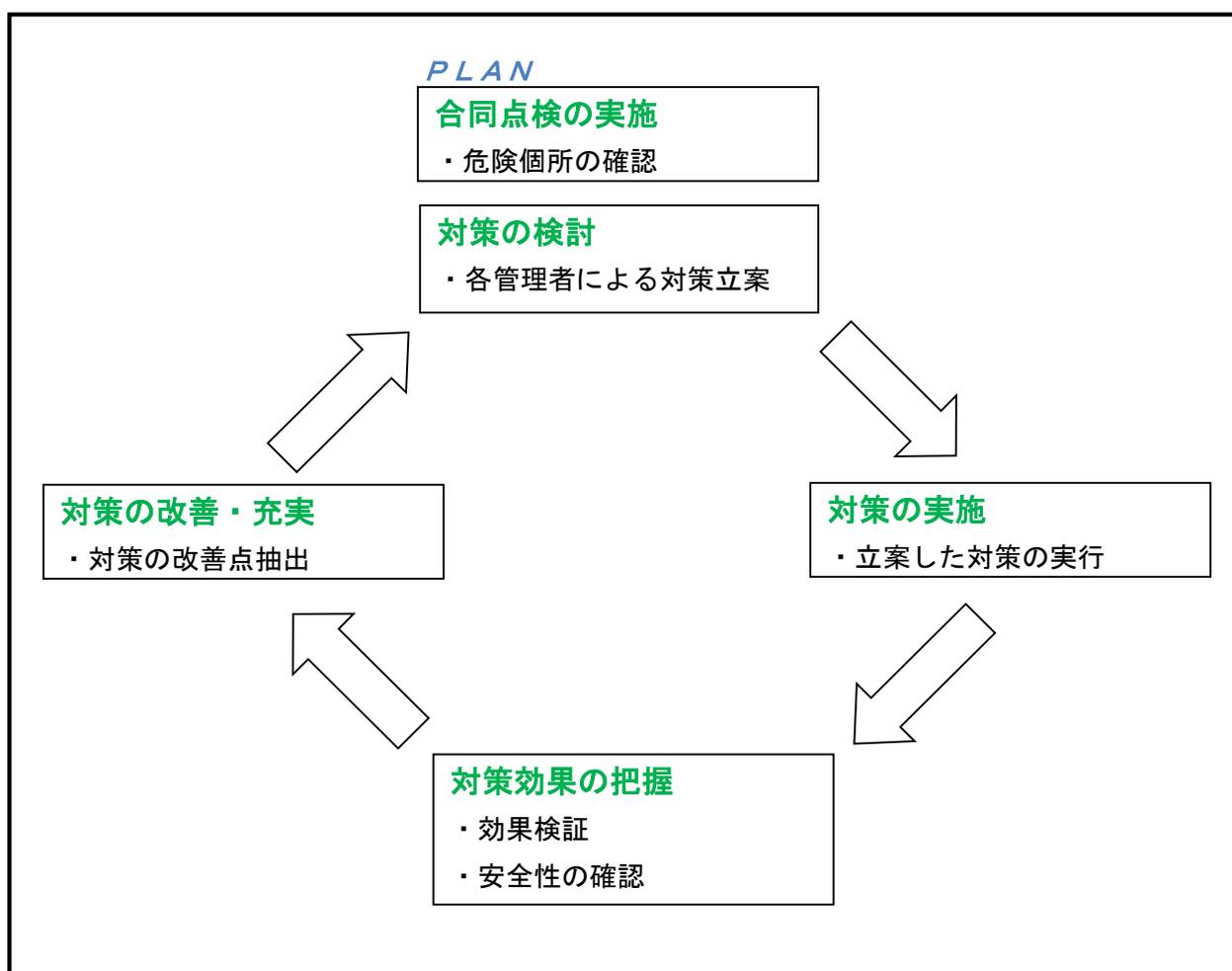
(方針)

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子供の移動経路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性向上を図っていきます。

[子供の移動経路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

合同点検の実施に先立ち、4つのグループに分けられた当該年度の各小学校・保育幼稚園等（以下「各対象施設」という。）から提出された危険箇所について、事務局が取りまとめ会議メンバーの協力のもと合同点検を実施します。4つのグループに分けられた各対象施設は、それぞれ4年に1回、各対象施設と推進会議による合同点検を実施します。また、効果的な合同点検を行うため、推進会議において課題等を話し合い、合同点検を実施します。

【グループ分け】

グループ	学校名			
Aグループ (9校)	千里新田小 古江台小 千里たけみ小	佐竹台小 藤白台小	高野台小 青山台小	津雲台小 桃山台小
Bグループ (8校)	山田第一小 南山田小	山田第二小 西山田小	山田第三小 北山田小	東山田小 千里丘北小
Cグループ (9校)	吹田第一小 岸部第一小 片山小	吹田第三小 岸部第二小	吹田東小 佐井寺小	千里第一小 東佐井寺小
Dグループ (9校)	吹田第二小 千里第三小 山手小	吹田南小 豊津第一小	吹田第六小 豊津第二小	千里第二小 江坂大池小

※保育幼稚園等は、各グループにおける小学校区内の施設を対象に実施する。

(3) 対策の立案

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置といったハード対策や交通規制や交通安全教育等のソフト対策を対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを立案します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。また、緊急性や危険性の高いものから実施されるよう、関係機関に働きかけます。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を検証します。

【検証手法の例】

- ・各対象施設による児童生徒、保護者等へのアンケートの実施
- ・各対象施設および教育委員会による車両と歩行者との離隔の測定や、車両の徐行状況等の変化の確認

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

4. 対策一覧表の公表

対象施設の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために対象施設ごとの「対策一覧表」を作成し、公表します。

【吹田市子供の移動経路交通安全プログラムの実施イメージ】

